

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業経営における企業統治とは、法令遵守体制の確立、リスク管理、社会的責任、そして適切な内部統制システムを維持するための重要な考え方と認識しております。

今後とも、取締役会の機能強化、監査役・経営企画室の連携の強化を図るとともに、投資者に対するアカウンタビリティとディスクロージャーの徹底を図り、企業統治をより一層推進していきたいと考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【対象コード】

2021年6月の改定後のコードに基づき記載しています。

【補充原則 1 - 2 - 4】

当社は、2021年6月開催の定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームの利用を開始しております。

招集通知の英訳については海外投資家比率及び総株主数等を踏まえて現時点では実施しておりません。今後は、海外投資家・機関投資家比率に留意しつつ、必要に応じて株主の皆様の利便性に配慮した対応を検討してまいります。

【原則 1 - 4 . 政策保有株式】

当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、業務提携、製品の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しております。また、当社は、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していく方針のもと、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると認められない株式がある場合は、適時・適切に売却します。

なお、現時点において当社は非上場株式1社の株式を保有しておりますが、議決権行使についての具体的な基準は策定しておりません。また、議決権の行使につきましては、中長期視点での企業価値向上や株主利益の維持・向上に資するかを議案ごとに検討のうえで賛否を判断することとしております。

【補充原則 2 - 4 - 1】

当社では、従業員が企業の成長を支える重要な存在であるとの認識にたち、多様な人材が仕事と家庭を両立し、最大限の能力を発揮できる職場環境や企業風土の醸成に取り組んでおります。

上記の考えのもと、当社では、管理職への登用等に当たっては、性別、国籍、社歴等では区分せず、意欲と能力のある従業員が平等に機会が得られるような人事評価制度とキャリアプランを整備しております。

以上のことから、当社では女性、外国人等の区分での目標とする管理職の構成割合や人数を定めておりません。今後も、人数等の目標は設定せず、従業員の最大限の能力を発揮できる職場環境や企業風土の醸成に努め、意欲と能力のある従業員を育成し、適性のある人材を管理職として登用していく方針であります。

【補充原則 3 - 1 - 2】

当社の事業は国内にとどまらず海外にも展開しておりますが、当社株主における海外投資家等の比率が高くないことから、現在は英語での情報開示・提供は実施しておりません。今後につきましては、海外投資家等の所有株式数の割合の推移を踏まえ検討してまいります。

【補充原則 3 - 1 - 3】

当社は、サステナビリティを巡る課題については、事業活動を通じて取り組むことが重要であると考えており、環境負荷低減活動の一環として、2021年7月に移転した新本社工場において温暖化防止対策の一環として屋上緑化や太陽光パネルを設置するなどの取り組みを行っております。

なお、当社は激しく変化する半導体業界に属していることもあり、中期的な業績予想等を公表することは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないと考えております。このため、経営戦略を含む中期経営計画は公開しておりません。今後につきましても、情報の有用性を十分に検討したうえで、中期経営計画の開示要否と合わせ、人的資本や知的財産への投資等についての開示要否を検討してまいります。

【補充原則 4 - 1 - 2】

当社は、中期経営計画を策定し、随時その進捗状況を確認し、目標達成に向け取り組んでおります。また、中期経営計画の見直しを毎年行うローリング方式を採用しております。ローリングを行う際の初年度の単年度利益計画は、各部門の詳細な積上げにより策定しており、月別に管理し、月次決算に基づいて統制しております。

しかしながら、当社は激しく変化する半導体業界に属していることもあり、中期的な業績予想等を公表することは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないと考えております。このため、中期的な数値目標等は公開しておりません。

【補充原則 4 - 1 - 3】

取締役会は、現時点においては、後継者計画についての具体的な監督は行っていません。最高責任者である代表取締役社長については、人格・知識・経験・能力を勘案し、その時々当社を取り巻く状況や対処すべき課題に応じて、最適と考える人物を取締役会で選定することとしております。

なお、今後につきましては、指名報酬委員会において後継者育成計画の策定について検討を行うこととしております。

【補充原則 4 - 2 - 2】

当社は、「個人の自主性を尊重し、社会全体と有機的調和をもって創造性のある商品を社会に提供し、「COSMOS」と「CHAOS」を同時に追い求め人類の科学技術の発展に貢献します。」という経営理念のもと、創業以来一貫して電子ビーム技術の半導体産業への応用に取り組んできました。

当社は、サステナビリティを巡る課題については、事業活動を通じて取り組むことが重要であると考えており、環境負荷低減活動の一環として、2021年7月に移転した新本社工場において屋上緑化や太陽光パネルを設置するなどの取り組みを行っておりますが、サステナビリティを巡る取組みとしての基本的な方針は定めておりません。今後につきましては、経営理念や具体的な企業方針を踏まえ、基本的な方針の策定について検討してまいります。

#### 【原則 4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、社外取締役1名と社外監査役1名を独立役員として登録しております。独立社外取締役の選任につきましては、当社の規模、当社取締役会の規模、適切な候補者の確保の困難性等の諸事情に鑑み、現時点では1名のみとしておりますが、今後当社を取り巻く環境の変化により、独立社外取締役を増員する必要性が発生した場合には、候補者の選定を検討してまいります。

#### 【補充原則 4 - 8 - 1】

当社は、独立社外取締役が1名のため、独立社外取締役のみを構成員とする会合は行っておりません。

#### 【補充原則 4 - 8 - 2】

独立社外取締役と取締役および監査役会等との連携は重要と捉え、独立社外取締役が複数になる時期を別途に体制整備を図る予定です。

#### 【補充原則 4 - 8 - 3】

当社は、取締役・監査役や主要株主との取引については、取締役会決議または所定の決裁手続きを通して取引条件の合理性をチェックすることとしております。また、「関連当事者の存在及び取引についての細則」の定めに基づき、関連当事者との取引を把握するために、役員等に対して毎年関連当事者取引に関する調査を実施し、取引の合理性や手続きの適正性を検証しています。

なお、当社では、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは作成していませんが、現時点においては、上記の体制により、支配株主を含む関連当事者取引の必要性、取引条件の妥当性等は十分に検証できているものと考えております。

#### 【補充原則 4 - 11 - 1】

当社は事業規模等を勘案し、取締役は10名以下、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。当社は、取締役会の審議が多面的かつ適切に行われるためには取締役会の多様性を確保することが有用であると考え、取締役会の構成は、年齢、国籍等の区別なく、多様な知識・経験・能力を有する者をバランス良く選任することとしております。

なお、当社では、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは作成していませんが、今後、当社取締役として必要なスキルを特定した上で、各取締役の能力等を一覧化することを検討してまいります。

#### 【補充原則 4 - 11 - 3】

当社の取締役会は毎月開催され、取締役会規程に定める重要事項について適時・適切に審議・決定されております。また、経営状況についても定期的に報告を受け、適なりリスク管理および業務執行の監督を行っております。重要な案件については、社外取締役・社外監査役に事前に内容を説明し、取締役会で十分な審議時間を確保して活発な議論が行われております。以上のとおり当社の取締役会は、実効的に運営されていると判断しておりますが、更に実効性を向上させるべく努めてまいります。

#### 【原則 5 - 2 . 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、【補充原則 4 - 1 - 2】に記載のとおり激しく変化する半導体業界に属しているため、中長期的な業績予想等を公表することが、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないと考えております。そのため、当社では中期経営計画の開示を行っておらず、収益力・資本効率等に関する目標の開示も行っておりません。

#### 【補充原則 5 - 2 - 1】

当社は、【補充原則 4 - 1 - 2】に記載のとおり激しく変化する半導体業界に属しているため、中長期的な業績予想等を公表することが、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないと考えております。そのため、当社では中期経営計画の開示を行っておらず、事業ポートフォリオに関する基本的な方針の開示も行っておりません。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則 1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社における関連当事者間の取引に関する手続の枠組みは以下のとおりです。

取締役・監査役や主要株主等との取引については、法令に従い、取締役会の決議または所定の決裁手続をとって取引条件の合理性をチェックすることとしております。

取締役・監査役およびその近親者との取引については、「関連当事者の存在及び取引についての細則」に基づく調査を行っております。

関連当事者間の取引について、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに東京証券取引所が定める規則に従って、開示しております。

#### 【原則 2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金の制度を設けていないため、積立金の運用についても実施しておりません。将来、企業年金の導入を検討する場合は、当社の財政状況に対するリスクが生じることのない様、運用に対する十分なスキルを有した人材の配置を検討いたします。

#### 【原則 3 - 1 . 情報開示の充実】

( ) 会社の経営理念、経営戦略および経営計画  
当社の経営理念、企業方針については当社ウェブサイトにて開示しておりますのでご参照ください。

( ) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載のとおりです。

( ) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社への貢献、職務の内容・重要度及び職務遂行並びに在位年数等を総合的に勘案し、指名報酬委員会において審議のうえ、取締役会に対し助言・提言し、取締役会の決議により決定しております。

監査役報酬についても、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で監査役会での協議により決定しております。

( ) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な

経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会において決定を行います。

( ) 経営陣幹部の個々の選任・指名理由

取締役、監査役の選解任に関しては、定時株主総会招集ご通知に指名の理由を記載しております。

【補充原則 4 - 1 - 1】

当社は、「取締役会規程」を制定し、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を取締役会に付議すべき事項として定めております。また、「職務権限・稟議基準」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。取締役会は原則毎月1回開催し、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに業績の進捗についても論議し対策等を検討しております。

【原則 4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所の定める独立性基準を満たしている者を独立社外取締役として選任することとしております。加えて、取締役会の監督・監査機能の強化を目的に、企業経営に関する知識・経験又は専門的な知識・経験を有し、企業経営に対し中立の立場から客観的な助言ができる人材を選任しております。

【補充原則 4 - 10 - 1】

当社の独立社外取締役は1名となっており、取締役会の過半数には達していません。また、当社は取締役の指名や報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外役員が過半数で構成される任意の指名報酬委員会を2022年3月期より設置しており、取締役の報酬など重要な事項を検討するに当たって、社外役員の適切な関与・助言を得る体制を整えております。

【補充原則 4 - 11 - 2】

取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、株主総会参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類において毎年開示を行っています。また、取締役・監査役が他の会社の役員を兼任する場合でも、その数は合理的な範囲であり、社内外役員の取締役会への出席率は高い水準を維持しています。

【補充原則 4 - 14 - 2】

当社は、取締役の役割と責務を果たすため必要な知識の習得のため、適宜情報提供を行ったり、外部セミナーでの研修を実施しております。また、新任の社外取締役及び監査役に対しては、事業内容に関する説明や、工場の見学等を通して、当社についての知識・理解を深めております。

【原則 5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主との対話については、総務部が対応して、タイムリーに情報を開示すると共に、投資家との面談の実施やメールなどによる株主・投資家からの問い合わせに対応するなどの様々な機会を通じて株主等との建設的な対話の機会を持つように努めております。

当社経営方針、企業の成長戦略にかかる取組みについて理解を得よう努めるとともに、株主等の声に耳を傾け、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エー・アンド・デイ	1,950,100	51.00
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	233,100	6.10
クレディ・スイス証券株式会社	73,000	1.91
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	51,900	1.36
BNYMSANV RE GCLB RE J P R D LMGC	42,700	1.12
東 亮	40,000	1.05
江馬城 定	27,500	0.72
井上 宏	25,500	0.67
富加津 竜馬	25,200	0.66
楽天証券株式会社	24,200	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社エー・アンド・デイ (上場:東京) (コード) 7745

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は親会社である株式会社イー・アンド・デイとの取引において、その他の一般企業と同様に公正かつ適正な条件および手続きにて行い、少数株主に不利益を与えることはないと認識しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は株式会社イー・アンド・デイを親会社としており、技術ノウハウの共有によるシナジー効果を発揮しながら成長発展し、業績の向上に努めることとしております。なお、経営および事業活動を行う上で、独立性は確保されております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
井上 脩二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 脩二			同氏は、有限会社ヴィヴィテック取締役を務められ、業界における豊富な経験、専門的な知識等を当社の経営にいかしていただきたいため。 【独立役員の指定理由】 同氏は、当社との関係において特別な利害関係はなく、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】



監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

##### 【監査役と会計監査人の連携状況】

監査役は、効率的な監査を行うため会計監査人と協議して監査計画を作成し、会計監査については随時会計監査人から報告を受けております。また、全ての取締役の職務執行について監査を行っております。

##### 【監査役と内部監査部門の連携状況】

当社の内部監査の機能を担うものとして経営企画室が設けられておりますが、業務監査におきましては監査役との連携により随時監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
齊藤 秀一	他の会社の出身者													
齋藤 正祐	他の会社の出身者													

##### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齊藤 秀一		独立役員に指定	同氏は、株式会社アブコの代表取締役社長を長年努められ、企業経営者として豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただくため。 【独立役員の指定理由】 同氏は、当社との関係において特別な利害関係はなく、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断したため。
齋藤 正祐			同氏は、アドバンスシステムズ株式会社の代表取締役を務められ、企業経営者として豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただくため。

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在の会社状況を鑑み、インセンティブ付与の実施はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に役員の報酬等を社内・社外別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、取締役の職位・職責、経験の他、世間相場、従業員給与とのバランス等に応じて支給額を決定しております。

2022年3月期より、今般の経済情勢の変化等諸般の事情を勘案し、報酬設計の柔軟性を高めるため、従来の固定報酬に加え業績連動報酬を導入し、また、取締役(社外取締役を含む。)の報酬限度額を年額240百万円以内に改定いたしました(2021年6月23日開催の第36回定時株主総会において決議)。なお、報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

報酬の方針の決定方法及び個人の具体的な報酬額については、取締役は、代表取締役、社外取締役、社外監査役から構成される「報酬諮問委員会」での検討を経て取締役会決議により決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)のサポートについては、専従するスタッフはいませんが、必要に応じて事前説明等を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程に基づいて付議事項の決裁及び適宜各取締役による業務報告を行っております。また、臨時取締役会が必要な都度随時開催しております。

内部監査の機能を担うものとしては経営企画室が設けられており、現在2名の体制で内部監査規程に基づき、会計監査及び業務監査を実施しております。会計監査は監査法人と、業務監査は監査役との連携により、随時監査を行っております。監査法人はアーク有限責任監査法人の三島徳朗氏及び森岡宏之氏であり、補助人は監査法人により決定されております。監査継続年数は全員7年以内であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であります。当社は[参考資料: 模式図]の通り、現状の体制が効率的であると考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、集中日・集中率を勘案のうえ設定しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報の専門ページを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料等を発表後速やかに更新しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	社内において、目標電力を設定しデマンド監視を行ない、節電意識の向上に努めております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 基本的考え方

当社は、創造性のある製品を社会に提供することにより新たな価値を創造し、人類のテクノロジーの発展に貢献する会社を目指すことを経営の基本方針とすると共に、法令遵守と企業倫理の遵守は企業活動の必須条件であると認識し内部統制システムの整備を図っております。

#### 2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、法令及び定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務及び忠実にその職務を行う義務を負っています。取締役会は、取締役会において決定した内部統制システムに関する基本方針に従い、取締役が適切に内部統制システムを構築し、それを運用しているかを監督する義務を負っています。

(2) 取締役は、監査役、会計監査人、内部監査部門等の監査による指摘事項に対しては、被監査部門等において一定期間内に適切な改善策をとることにしています。

(3) 取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備しています。

#### 3. その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制

##### (1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書(電磁的方法により記録したものを含む)の保存期間、管理の方法は、文書管理規程に従い情報を適切に保存及び管理しています。

##### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社は、リスクマネジメントについて、当社経営におけるリスクの把握、その当社経営に及ぼす影響度、重要性及びその回避策等を審議しています。

2) 当社は、当社の経営上のリスクの評価及び未然防止対策、緊急事態の把握、当社経営に対する影響の最小化を定めたリスクマネジメントポリシー及びリスクマネジメント規程を制定・施行しています。

##### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、各取締役の分掌業務を十分確認したうえで、職務分掌及び指揮命令に関する規程に基づく効率的な業務執行(電子化を含む)が行われるとともに、経営情報の迅速かつ適正な把握に努めています。

##### (4) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、内部監査部門による使用人が行う業務の適正、有効性の検証のみに止まらず、法令違反行為の予防、法令違反行為が発見された場合における対処方法及び是正措置を実施するため、コンプライアンス規程を改定・施行しています。

#### 4. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

1) 監査役が十分な監査が行われるために必要な体制を要望した場合には、取締役は当該体制を整備しています。

2) 当該使用人は、取締役の指揮・命令を受けないものとし、監査役の指示に従うものとします。

##### (2) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役への報告を行っています。

2) 取締役は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果について、監査役への報告を行っています。

3) 監査役に報告を行った者は、その報告を行ったことを理由に不利益な取り扱いを受けないものとします。

##### (3) 監査役が職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

##### (4) その他監査役が実効的に行なわれることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深めています。

#### 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 会計基準その他の法令を遵守し、経理規程をはじめとする関連規程の整備により適正な会計処理を行っています。

(2) 経営資源(人、物、金、情報)を有効に活用するために、社内外の情報が迅速かつ適切に伝達される仕組みを構築しています。

(3) 業務プロセスにおいてリスクマネジメントを徹底すると同時に、効率的で透明性のある内部統制の体制を構築しています。

(4) 一般に公正妥当と認められる基準に従い、内部統制の整備・運用状況の評価を定期的に変更し、業務の改善を継続的に進めています。

(5) 財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進し、有効かつ適正な内部統制報告書を作成し、関係箇所に提出しています。

「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」を前提としています。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して従来どおり、関係を遮断し、不当、不法な要求に対しては毅然とした姿勢で臨み、決してかかる要求に応じないこととしています。

2. 当社は、コンプライアンス規定に基づき、社長を責任者として、反社会的勢力及び団体から不当、不法な要求を受けた場合は、速やかに警察等外部機関と連携し、関係部署が連携、協力して組織的に対応します。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

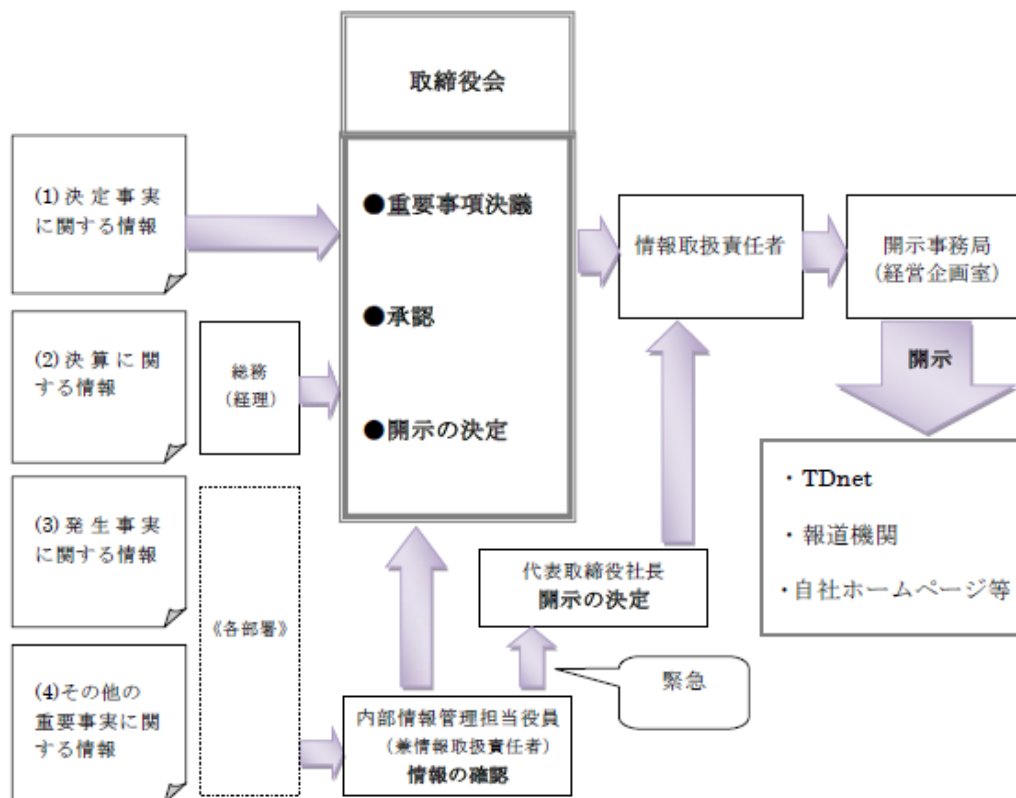
なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の適時開示体制の概要は【適時開示体制の概要(模式図)】のとおり、適時開示を行っております。また、TDnetにて発表した情報は速やかに当社ホームページに公開しております。

【適時開示体制の概要(模式図)】



【参考資料: 模式図】

